

港長公示第3号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、同条第2項の規定により公示する。

平成11年9月10日

阪南港長

阪南港阪南第2区における航泊禁止区域の変更について

阪南港阪南第2区整備事業の進捗に伴い、下記により船舶（当該工事作業従事船舶及び港長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

なお、これに伴い平成11年1月11日付け阪南港長公示第1号は、平成11年9月20日をもって廃止する。

記

1. 期間 平成11年9月20日～当分の間。

2. 区域（右図航泊禁止区域図参照）

次のイ点とロ点及びハ点とニ点を結んだ線並びに仮護岸及び防波堤に囲まれた海域。

基点	阪南港阪南2区南防波堤灯台	(34° 28. 1N、135° 20. 9E)
イ点	基点から	25度30分 1965メートル (防波堤上)
ロ点	イ点から	105度00分 230メートル (仮護岸北端)
ハ点	基点から	132度30分 280メートル (仮護岸南端)
ニ点	ハ点から	327度30分 300メートル (防波堤上)

3. 標識（右図航泊禁止区域図参照）

航泊禁止区域を明示するため、上記イ～ニ点に柱形標識灯（単閃黄光、毎3秒に1閃光、光達距離7. 7km、灯高2. 5m、同期点滅式）を設置している。

なお仮護岸を明示するため、次のA～H点に上記イ～ニ点と同様の標識灯を設置している。

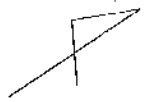
A点	上記ロ点から	136度00分 325メートル
B点	A点から	162度00分 250メートル
C点	B点から	170度30分 255メートル
D点	C点から	181度00分 515メートル
E点	D点から	212度00分 535メートル
F点	E点から	214度30分 520メートル
G点	F点から	242度30分 415メートル
H点	G点から	326度00分 255メートル

4. 備考

- (1) 工事・作業実施中は、南北の開口部付近に警戒船を配備している。
- (2) 工事・作業休止中は、南北開口部に汚濁防止膜等を設置している。

航泊禁止区域图

北



阪南4区北防波堤

基点：阪南港阪南2区南防波堤灯台

↑ = 阪南2区南防波堤



阪南2区北防波堤

航泊禁止区域

阪南2区仮護岸

臨海町

地蔵浜町

貝塚旧港

岸和田水門

凡例

- ☆ 航禁明示用柱形標識灯：4基（単閃黄光、毎3秒に1閃光、光達距離7.7km、灯高2.5m、同期点滅式）
- ★ 仮護岸明示用柱形標識灯：8基（同上）
- ◁ 警戒船

